

◎新潟県告示第1439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 胎内都市計画下水道  
名称 胎内市公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課